

諮問事項7 各種計画について、関係する各常任委員会 においても報告及び質疑を可能とすることについて

1 課題

とりまとめを行う所管課が、計画と個別事業との関わりを十分説明できず、計画と個別事業との関連性を確認できない。

2 検討にあたっての前提条件の整理

(1) 報告事項の判断

報告事項は、計画や指針、所管課における重要な事務事業など、執行機関が案件の重要性を判断して、委員会に報告しているものであり、報告するか否かの判断は執行機関側にある。所管事務の調査として、議会側から報告を求めること（例：閉会中常任委員会の所管事項調査）もできるが、所管事務調査権は常任委員会に認められた権限であるため、当該委員会の委員が合意した上で調査を行う必要がある。

地方自治法第109条第2項

常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

(2) 計画の報告及び質疑の考え方

計画は、区のめざす方向性や到達点等を示すとともに、関連する各課の事業を体系的に取りまとめ、事業量を明らかにするものである。そのため現状では、計画をとりまとめた所管課の属する委員会で報告している。各常任委員会で計画の報告及び質疑を可能とした場合の個別事業に対する質疑は、最終的に計画自体のあり方につながるものであり、所管の範囲を超える恐れがある。

3 前回の主な議論と論点

(1) 各種計画を関係する各常任委員会において報告及び質疑を可能とするものの現実性

①前回の主な議論

現実的である	
共産党	現状、特定の委員会で議論することにより、当該委員会に負荷がかかっている状況であり、これが改善されることになる。また、各常任委員会で報告及び質疑を行っても、それほど膨大な時間はかからない。
現実的ではない	
自民党	すべての計画を対象とすることは難しい。
公明党	各常任委員会で報告を求めると、膨大な件数・時間となり、理事者の負担が大きい。

②本日の論点

計画数を踏まえて、各常任委員会での報告に現実性があるか否か。

【個別計画を各常任委員会で報告した場合の報告件数について（令和2年度）】

11件 × 5委員会 = 55件

※ 素案の段階に加えて、計画の評価も各常任委員会で報告を求める場合は倍となる

(2) 既存制度の活用可能性

①前回の主な議論

活用することができる	
公明党	閉会中常任委員会の所管事項調査で、報告・質疑を行うことができる。
民主クラブ	予算や決算の総括質問を活用し、質疑を行うことができる。
活用することはできない	

②本日の論点

既存制度の活用に課題があるか否か。

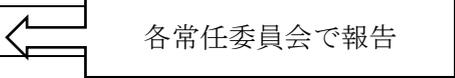
4 解決策

各常任委員会でも報告を行う場合

(案1) 各種計画について、関係する各常任委員会において報告及び質疑を可能とする
骨子や素案、中間のまとめなどを所管の委員会に報告する段階で、個別事業の属する各常任委員会でも報告を求め、計画に紐づく個別事業の精査を行う。

【参考】健康福祉委員会における「地域保健福祉計画 実施計画 2021」報告の例

日時	位置づけ	個別事業の記載
平成 30 年 6 月 7 日	策定方針	なし
平成 30 年 11 月 30 日	素案	あり
平成 31 年 2 月 20 日	最終案	あり



(案2) 特に重要な計画は、関係する各常任委員会で報告及び質疑する
特に重要な計画に絞り、関係する各常任委員会で報告及び質疑を可能とする。

所管や常任委員会での報告方法を変更しない場合

(案3) 既存の制度を活用する

議会として、報告を求め質疑を行う「所管事項調査」や、議員として行う一般質問、予算審査特別委員会・決算調査特別委員会の総括質問などを活用する。

(案4) とりまとめを行う所管課が、計画と個別事業との関わりを十分説明するように、議会として要望する

計画と個別事業がどのような関係性にあるのか説明する責任は、本来、計画のとりまとめを行う所管課にある。そのため、委員会で計画を報告する際は、計画と個別事業との関わりを十分説明するように、議会として要望する。

(案5) 特に重要な計画は、常任委員会以外の会議体で報告及び質疑する

特に重要な計画に絞り、委員協議会や全員協議会など、常任委員会以外の会議体で報告及び質疑を行う。実際、平成 28 年 2 月 9 日には、「板橋区基本計画 2025」、「いたばし No. 1 実現プラン 2018」について全員協議会を開催している。